

〔2月〕人口の動き

人口	4,146 人
世帯数	960 世帯
出生	6 人
死亡	4 人
転入	9 人
転出	12 人

(2月末住民登録人口より)

ひがし しらかわ 広報

第139号

発行

東白川村公民館

岐阜県加茂郡東白川町

TEL (東白川) 21

印刷

中部印刷KK

昭和46年3月20日発行



がんばれ

若人たち

激励の拍手に送られて学舎を巣だつ若ものたち。
そのほとんどが進学に、就職にと、住みなれたふる
さとから離れて行きます。

元気でがんばれよ。だれもが声をかけ、励まして
やりたいものです。

(3月10日東中卒業式のひとこま)

国民健康保険

医療費はうなぎのぼり

四月から保険料の値上げを検討中

昭和四十六年度から、東白川村国民健康保険の保険料値上げの問題が、現在開かれている村議会で検討されています。

私たちが健康でしあわせな日常生活を営んでいくために、直接関係のあるこの国保事業がどのように運営されているのか、なぜ保険料の値上げをしなければならないのか、他市町との比較など、そのあらましを特集してみました。

国民健康保険制度のしくみを考えてみよう

私たちの日常生活の中で、いちばんのしあわせといえるのは、まづ健康ということでしょう。

健康であるということは、すべての生活の第一条件であり、すべてのひとびとの願いといえます。しかし、病气やけがは何の予告もなしに突然人をおそい、しあわせな生活をおびやかします。

こうした場合にだれもが安心して医者にかけ、診察が受けられるために国民健康保険制度があるのです。

この制度は、私たちの住んでいる町や村が保険者としてこの事業の運営にあたり、私たちが加入の手続きをすると被保険者となって保険料を納める義務を負います。

そうすると保険証が交付され、病气やけがの場合、その治療費の一部分へたとえ千円の場合三百円を支払うだけで治療を受けられるのです。

が正しいかどうか審査を受け保険者が支払います。

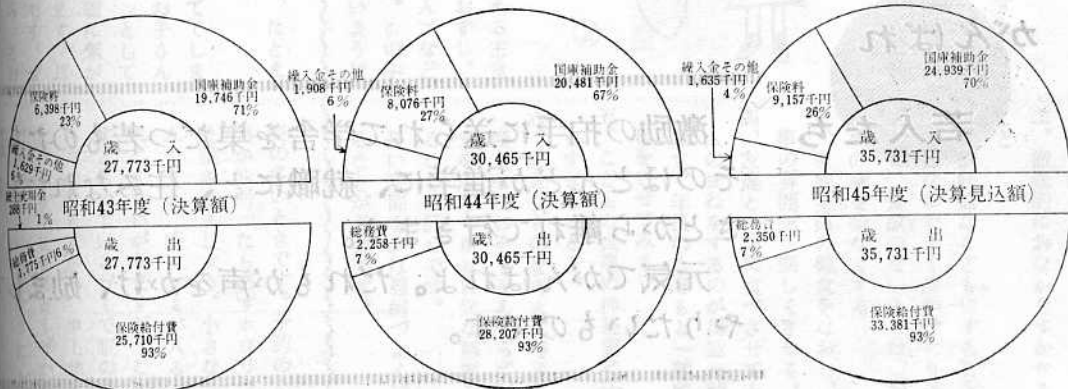
この医者に支払われる金は、保険料と、国や町村で負担したものなどが充てられます。

なぜ保険料の値上げが必要でしょうか

このように相互扶助、社会保障確立のための重要な事業である国保事業は、別表でもおわかりのように医療費の増加で、年々運営が苦しくなっています。

昭和四十五年度の例からすると本村の戸平均の医療費四万八千六百五十円を給付するのに、保険料は一万六千四百七十七円しか徴収されていないのです。

東白川村国民健康保険事業会計の年度別割合い調べ (単位:千円)



金が不足してくるのです。そこで、新年度から一戸平均三千円の保険料の値上げをして、この不足分を補うというところが、現在開かれている議会で検討されています。

健康で明るい村づくりがキャッチフレーズの本村は、できるだけ一般住民の負担を軽くすることに重点を置いています。

医療費に対して、保険料をどれだけ徴収しているかといった課税率から比べても、本村は決して高くないといえます。

新年度からの値上げが実施されることによって、葬祭費が二千元から四千元に、育児手当が千八百円から三千円にアップされる予定になっています。

また助産費も昭和四十五年四月一日から一万円になっています。

医療費のむだはできるだけはぶきたいものです

年々医療費の増大に伴って、国や村費、保険料の額も大きくなっています。

そこで私たちが考えなければならぬこと、それはできるだけ医療費のむだを防ぐことをいえます。

むだを防ぐということは、早く医者にかかり、早く治療すること

治療はむだといえます。

それから乱受診もやめたいもの、ちよつとおかしければ医者へ、またひとりの医者で信じられず、二人、三人の医者にかかる、ここにも医療費の増える原因があります。

自分のからだは自分で守る、現在村でも行なっている、住民検診や成人病検診などです。んで受け、病気を未然に防ぐこともたいせつです。

— 年度別保険料の比較 —

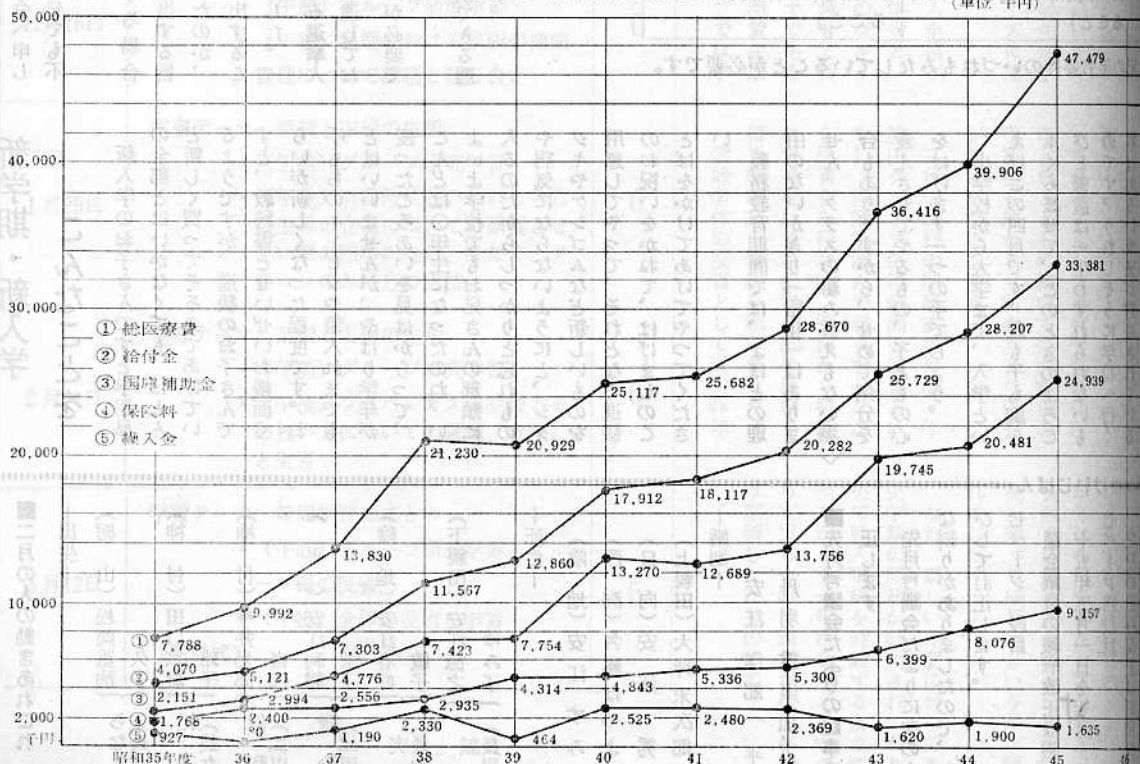
区 分	昭和43年度		昭和44年度		昭和45年度	
	世帯当	1人当	世帯当	1人当	世帯当	1人当
東白川村	8,630	2,087	10,899	2,651	12,128	3,002
岐阜県	11,631	3,235	13,610	3,831	15,736	4,413
国	12,179	3,416	14,103	4,062	16,331	4,823

— 町村別の課税率 —

町 村 名	課 税 率
東 白 川 村	31.1
白 川 町	41.1
七 宗 村	45.1
八 百 津 町	42.9
坂 祝 町	50.5
富 加 村	38.6
川 辺 町	41.4
御 嵩 町	48.8
可 児 町	47.3
加 子 母 村	38.0
付 知 町	39.1

東白川村国民健康保険事業会計のあらまし

(単位: 千円)



近づいた統一地方選挙

一村長・村議選は4月25日に一

□□□□□□□□□□□□□□□□

選挙の期日を全国的に統一して行なうことしの統一地方選挙は、三月一日から五月三十一日までの間に任期が満了する、地方議会の議員と長の選挙を行なうもので、その日程は次のとおりです。

統一地方選挙の日程

○岐阜県議会議員選挙

投票日 4月11日

告示日 3月30日

○東白川村議会議員選挙

東白川村長

投票日 4月25日

告示日 4月18日

となるきわめてたいせつな意義をもっています。

高い見識と強い実行力をもった新しい時代の要請にふさわしい、真に私たちの代表者となる人を選ばなければなりません。

そのためには有権者の皆さんが高い自治意識と豊かな政治常識を身につけて明るく正しい選挙をおしすすめて自覚ある一票を行使していただくことです。

選挙が近づいてきますと、事前運動やそれに似た行為がふえてきますが、これらの行為に対してはひとりひとりが主権者としての自覚にめざめ、贈らない〃〃もらわない〃〃求めない〃〃を合言葉として、明るい選挙をより上げたいためです。

◇不在者投票の手続きがわかりました

不在者投票は、選挙の当日、村外で職場や業務に従事したり旅行する場合でなければできなかったのが、今度の選挙法の改正で、投票区外で職務や業務などに従事する場合でも不在者投票ができることになりました。

例えば、選挙の当日起原の選挙人が神戸や五加へ業務に出かけるため投票

うな場合、選挙管理委員会へ申し出をすれば、投票日の前日でも不在者投票ができます。

また、不在者投票をする場合「不在者投票の事由に該当する旨の証明書」が必要であったのが、選挙人本人の宣誓書を提出することで足りることになりました。

◇地方選挙で投票できる選挙人選挙期日に満二十歳に達しており、三月以上の住所要件が必要で、

今度の地方選挙で投票できる選挙人は、次のとおりです。

県議選	村長、村議選
昭和46年4月11日現在で満20歳以上であること。 (昭和26年4月12までに生まれた者)	昭和46年4月25日現在で満20歳以上であること。 (昭和26年4月26日に生まれた者)
昭和46年3月15日現在で引き続き3ヵ月以上本村に居住していること。 (昭和45年12月15日までに住民票が作成されていること)	昭和46年4月13日現在で引き続き3ヵ月以上本村に居住していること。 (昭和46年1月13日までに住民票が作成されていること)

上の年齢要件のいずれもみたしていることが必要です。

新学期・新入学

こんなことを

新入学のお子さんですと学用品の全部とはいかなくても、ほとんど新しく買ってそろえてあげていくようですが、進級のお子さんですと、教科書とせいぜいお帳面くらいが新しくなった程度です。お手もちのエンピツや筆入れまでもとはいいませんが、やはり学年が変ったころあいを見はからって、こんどは〇年生になったのね、いよいよ学校でもお兄さんの部類に入るのだからしっかりと忘れものや病気になるないようにと、シタジキやケシゴムなど新しいものを用意してやって、それとなく進級のお祝いをかねて、はげましのことはをかけてあげてやってください。

義務教育期間では、よほどの理由のないかぎり「留年」はありません。クラスの組み替えもない場合もありますから、せめて気分を変えさせてやるもの、子どもの心をはげます一つの手でしょう。

小学校から大学まで、入学といえどこの四月です。親も子も胸をふくらませて、このときのよろこびと感激は一生わすれられないものです。うれしそうに学校へ行く姿は明るい未来が約束されているように見えます。

■二月の人の動きあれこれ

―出生―

(栃山) 松岡重治 ちなみ

(神付) 田口宗雄 久子 (長女)

(神付) 今井光郎 玲子 (長女)

(神付) 今井光郎 喜代 (二男)

(平) 安江利勝 栄子 (二男)

(陰地) 安江春好 敏子 (長男)

(下親田) 安江徳之 ゆみ子 (長男)

―死亡―

(陰地) 安江 すみ

(西洞) 各務はつよ

(日向) 安江 秀

(上親田) 大坪末次郎

―婚姻―

〔安江 作郎 (平) 丹羽 重里 (加子母)〕

■先月号議会だよりの記事を訂正します

先月号議会だよりに次のような誤りがありましたので、おわびして訂正します。

七ページ三段落目

議会議員の報酬改正は昭和四十五年五月一日を七月一日に七ページの四段目
三段落の始と改正は昭和四十五

昭和45年度 東白川村中央婦人学級学習のあゆみ

開級月日	学 習 内 容	学 時 間
7月20日	(開級式) 学習テーマ 新時代に対処する婦人の生き方 ・学習計画書により学習方法の確認 ・学習する上の各条を決定し、グループを編成 ・テーマによる講話を開き、参加態度をはつきりさせる	6
8月28日	学習テーマ 家族の健康と生活設計 ・(午前) 映画フォーラム ・(午後) グループ研究学習 書道、茶道、華道	5
9月18日	学習テーマ 村政と家庭生活 ・(午前) 「村政とこれからの家庭について」の講話おどりの実技指導 ・(午後) グループ研究学習	6
11月23日	学習テーマ 社会の動きと婦人の生活 ・(午後) 「これからの社会と家庭生活」についての講演を聞く	3
12月18日	学習テーマ 食生活と家族の健康 ・(午前) グループ研究学習 ・(午後) 冬期における家族の健康管理について講話と話し合い	6
1月29日	学習テーマ 消費と主婦の生活 ・(午前) グループ研究学習 ・(午後) 消費時代といわれる今日の主婦の立場についての講義とせいい類の標示の見方、洗たく、アイロンのかけ方の実技	6
2月24日	学習テーマ 消費と主婦の生活 ・(午前) グループ研究学習 ・(午後) プロパンガスの原理とその扱い方についての講義(映画)と実習	6
3月12日	学習テーマ 年間学習のまとめ ・(午前) グループ研究学習とグループ毎の反省 ・(午後) 全体の反省と学習 (閉級式)	5

グループ学習に大きな成果

東白川村中央婦人学級が閉級

昨年七月開級してから八日間(四十三時間)にわたって開設されてきた昭和四十五年度の文部省委嘱東白川村中央婦人学級が、三月十二日閉級しました。

この文部省委嘱の婦人学級とは一定の学習計画に基づいて、年間四十時間以上学習した学級の運営

に要する経費の一部を国が補助してくれる学級のこと、県下でもこの委嘱を受ける学級は少ないようです。

ことし開設した本村の婦人学級は、研究テーマを「家庭の生活設計に関する学習および消費生活に関する学習」に焦点を合わせ、五

十四人の学級生が、自主に任せ、学級長を中心にグループのひとりひとりの学級生が学習の役割分担をし、スムーズに運営されました。

学習の方法は、五十四人全員がいつしよに学習する全体学習と、書道、茶道、華道の三つのグループによる研究学習を組み合わせて行い、全体学習に研究テーマである生活設計に関する学習と消費生活に関する学習を、グループでは学

また、グループ研究学習には昨年、おとしに続いて特別参加の学級生も加わり、熱の入った研究がなされたようです。

三月十二日の閉級式当日は、午前中グループ毎に年間の総まとめをし、講師を囲んで昼食をしながら反省会を行ない、午後から村長教育長をはじめ担当講師の出席を得て閉級式で学級を閉じました。学級全体の反省としては、昨年

からはいまだグループができ、社会教育の拠点としての公民館の充実を図ってほしいという声が聞かれました。

なお、新しい年度においても中央学級の開設が計画されており中央で婦人学級を開設するようになつてから十一年目を迎え、いつそう充実した学級運営がなされるよう期待したいものです。

——生活をみつめよう

家計費月平均

3万6千円に



③ 家計費などの調査から

「村では、昨年九月、村内の百人の人を選んで、家計費などに関するアンケート調査を行ないました。約六十パーセントの人に回答を寄せていただきましたが、それによると次のような結果となっています。」

◆一世帯の平均労働力は、男女合せて二・三人

この村の一世帯当たりの平均家族数は、昨年十月一日に行なわれた国勢調査によると四・二人となつていますから、家族の半数以上がだいたい一年間を通じて働いていることとなります。

労働力の内容は、次のようでした。

業 別	家族1人当たり
専業主婦の家庭	7.063
専業主婦の家庭	6.215
専業主婦の家庭	9.306
専業主婦の家庭	6.685
専業主婦の家庭	7.574

また、職業別にみた家族一人当りの一カ月平均家計費は、次のようになります。

家族数	1人当り	家族数	1人当り
3	33,500	11,167	
4	34,583	8,646	
5	34,444	6,889	
6	35,156	5,859	
7	40,000	5,714	
8	40,000以上	5,000以上	

家族構成別にみると次のようになります。

夫婦と子の三人で働く 十九%
自分一人だけ働く 十五・五%
自分と息子夫婦の三人で働く 八・六%
その他 十三・八%
◆一世帯の家計費の一カ月平均額は約三万六千円

これは、自家用自動車にかかる経費や学生に対する教育費など特別なものを含まない極めて一般的な家計費用についての調査結果です。

学生1人当り教育費の金額の段階区分	負担をしている人の割合
1,500円以下	8.6
1,500円から2,000円まで	51.4
2,000円から2,500円まで	25.7
2,500円から3,000円まで	11.4
3,000円以上	2.9

◆教育費（給食費及び通学費を含みます。）の父兄負担額は、小学生一人一カ月当たり………平均二千三十円

中学生1人当り教育費の金額の段階区分	負担をしている人の割合
1,500円以下	0
1,500円から2,000円まで	10.0
2,000円から2,500円まで	35.0
2,500円から3,000円まで	45.0
3,000円以上	10.0

・中学生一人一カ月当り………平均二千三百三十円

（一） おやつ
幼児期におけるおやつは、三回の食事では発育に必要な栄養がまに合わないため、それを補うことと楽しみの時間、しつけのひとつとして重要な意味を持っています。幼児になると多くはむら食い遊び食いなど、食事をしなかつたり好き嫌いが多くなるのが特徴で、よくたべさせるためにはじゅうぶんにおなかをすかせ夢中で遊ばせることが大切です。

（二） おやつをたっぷり与えると、口当たりがよいだけにいくらでも食べてたちまち三回の食事をしなくなつてしまします。そこでおやつの正しい与え方を考えてみましょう。

（三） おやつの時間は決め、不規則な生活リズムを崩さないようにします。

（四） おやつに過ぎないこと。食欲のないときにはおやつは少なく、ことに甘い菓子類はさける。

（五） おやつに適した食べ物は、牛乳、果物、乳製品、おなかにもよく、口にしやすいものを選びます。

（六） おやつの前は食事と同様必ず手を洗わせあいさつをして食べられるようにする。そして天気の良い日などは外に出て、食べられるような楽しい雰囲気を作つてあげましょう。



幼児の巻

①

この村から子弟を高校に進学させると、年間十二万円から二十四万円の費用がかかることになりまします。もっとも、学校で臨時に必要なとされる教材費などはさらに上積みされるでしょうし、私立の高校などではもっと多くの費用がかかることでしょう。なお、育英資金を受けている人の場合、その金額は割合的に少く、月五万円と推定されます。

一万二千元、下宿した場合は一万五千元から二万円と回答されています。